

平成29年3月24日

平成29年
第1回野洲市議会定例会
意見書

野洲市議会

意見書第1号

組織犯罪処罰法改正案に反対する意見書（案）

上記の意見書を提出する。

平成29年3月24日

提出者 野洲市議会議員 野並 享子

賛成者 野洲市議会議員 東郷 正明

賛成者 野洲市議会議員 太田 健一

組織犯罪処罰法改正案に反対する意見書（案）

過去3回に渡って国会で廃案となった「共謀罪」法案が、今回国会でテロ対策を名目とした「テロ等組織犯罪準備罪」と名称を改め強行されようとしています。国民の目を欺く印象操作に過ぎません。すでにテロ対策は国内法上の手当てがされており、国会論戦中での安倍首相が挙げた「爆弾を使う」「武器を持ち込む」行為も現行法の中で取り締まる事が出来るため、新たな法案を作る必要はありません。

共謀罪は、一般市民の会話が捜査対象になる可能性も大きく人権に関わる大問題でもあります。テロやオリンピックを口実に、もの言えぬ監視社会を目指す危険極まりない法案であります。事実、現在でも反原発の集会やメーデーなどの市民運動を「テロの脅威」とみなして、警察が情報収集や監視の対象としている実態が明らかになっています。こうした動きは、一般の人々の思想や良心までが広く処罰の対象とされていた戦前の治安維持法と同じであります。戦前、法律で禁止された拷問が実際には横行した反省から、「思想・良心の自由」（19条）や「適正手続きの保障」（31条～40条）を憲法上の原則にまで高めてこられた。しかし、安倍政権下で「秘密保護法」や「拡大盗聴法」が強行され、もの言えぬ監視社会作りの仕上げとも言うべきこの「共謀罪」は明らかな違憲立法であり、市民の様々な活動にも大きな影響を与える恐れがあります。

この危険な共謀罪に対して多くの市民や国民から反対を訴える声が上がっていますが、2月23日に「日本弁護士連合会」が、『「テロ等準備罪」を新設する組織犯罪処罰法改正案の国会提出に反対する意見書』を法務省と外務省に提出しました。意見書には「犯罪の既遂の処罰を原則とする現行の法体系を根底から変容させ、捜査機関による監視社会を招く恐れがある」などと指摘されています。さらに、犯罪が実行されていない段階では「人と人が犯罪を計画したかどうかの判断は困難」として、「従来の共謀罪法案と同じく犯罪を実行しようとする意思を処罰の対象としている」と批判もしています。

こうした世論を政府は真摯に受け止め、国民を監視し市民活動にも制限をかける様な危険極まりないこの共謀罪の創設は決して行うべきではありません。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成29年3月24日

野洲市議会議長 坂口 哲哉

外務大臣 岸田 文雄 様

法務大臣 金田 勝年 様

意見書第2号

「給与所得等に係る特別徴収税額の決定・変更通知書（特別徴収義務者用）」への個人番号
の記載を中止することを求める意見書（案）

上記の意見書を提出する。

平成29年3月24日

提出者 野洲市議会議員 太田 健一

賛成者 野洲市議会議員 野並 享子

賛成者 野洲市議会議員 東郷 正明

「給与所得等に係る特別徴収税額の決定・変更通知書（特別徴収義務者用）」への個人番号の記載を中止することを求める意見書（案）

「個人番号」いわゆる「マイナンバー」は、国が利便性を掲げ半ば強引に導入された制度であり、そもそも国民が望んだものではありません。この制度導入で恩恵を受けているのは、一部の大企業と、税金等を徴収する国だけであります。

マイナンバーカードには個人の様々な多くの情報が集約されているため、情報漏洩の危険性があり、従来の住基カードの時より普及が進んでいません。野洲市や近隣自治体での普及率の現状は1割以下と低さが際立っており、市民にとって必要性は感じられません。

国民にとってメリットが無いこと以上に、事業者（特別徴収義務者）にとってはデメリットの方が大きく、万一、情報漏洩等を行った場合は「4年以下の懲役もしくは200万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する」（法第67条）などと定められており、法人に対しても罰金刑を科すとしています。

しかし、一事業者が日々増大する情報漏洩リスクに万全な対策を行えるものでもなく、医療機関にとって安全管理措置をとるには事務や費用負担も大きく、医業経営そのものを圧迫することともなります。そうした状況の中で、一律に個人番号の記載された通知書を送付することは、事業者に過重な負担を強いると共に、情報漏洩の危険性をさらに高めることにもなります。

そもそも、住民税を給与から天引きして納付手続（特別徴収）をする場合において、従業員のマイナンバーは必要ない上、個人に対してマイナンバーの提供を強制する規定が番号法そのものに記載されていません。個人が自ら特定個人情報を誰にどのように提供するかしないかは自由であり、これに反して他者が特定個人情報をみだりに第三者に提供することは、「個人情報の自己コントロール権」はじめ「プライバシー権」（憲法第13条）を著しく侵害するものであります。

以上の問題点からも、「給与所得等に係る特別徴収税額の決定・変更通知書（特別徴収義務者用）」（第三号様式）への個人番号の記載は行うべきではありません。または、変更前の旧様式の使用を当分の間認めるなど、法令等上の必要な措置を講じるべきであります。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成29年3月24日

野洲市議会議長 坂口 哲哉

総務大臣 高市 早苗 様

意見書第3号

指定給水装置工事事業者制度に更新制の導入を求める意見書（案）

上記の意見書を提出する。

平成29年3月24日

提出者 野洲市議会議員 矢野 隆行

賛成者 野洲市議会議員 立入 三千男

賛成者 野洲市議会議員 東郷 正明

指定給水装置工事事業者制度に更新制の 導入を求める意見書（案）

指定給水装置工事事業者制度は、平成8年の水道法改正以来、全国一律の指定基準を持って運用されてきました。しかし、平成25年度末の厚生労働省のアンケート調査によれば、所在不明な指定工事事業者は約3千者、違反行為件数は年1,740件、苦情件数は年4,864件など、トラブルが多発している実態が明らかになりました。

現行制度では、新規の指定のみが規定されるため廃止、休止等の状況が把握されないことや、工事事業者が複数の水道事業者から指定をうけている場合には水道事業者による講習会の実施や指導・監督等が困難になっていることが指摘されています。

水道利用者の安心・安全のためには、不適格事業者を排除し、継続的なメンテナンスを確保する必要があります。そこで、建設業と同様に現行制度に更新制を導入することを強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成29年3月24日

野洲市議会議長 坂口 哲哉

内閣総理大臣 安倍 晋三 様
厚生労働大臣 塩崎 恭久 様

意見書第4号

無料公衆無線 LAN (Wi-Fi) 環境の整備促進を求める意見書 (案)

上記の意見書を提出する。

平成29年3月24日

提出者 野洲市議会議員 梶山 幾世

賛成者 野洲市議会議員 市木 一郎

賛成者 野洲市議会議員 矢野 隆行

賛成者 野洲市議会議員 東郷 正明

無料公衆無線 LAN (Wi-Fi) 環境の整備促進を 求める意見書 (案)

2020年東京オリンピック・パラリンピックの開催に向けて、通信環境の整備、とりわけ無料公衆無線 LAN (Wi-Fi) 環境の整備は喫緊の課題となっています。

2014年度に観光庁が行った「平成26年度訪日外国人旅行者の国内における受入環境整備に関する現状調査結果」によると、旅行中最も困ったこととして、無料公衆無線 LAN 環境が30.2%と最も高く、特に公共施設や観光施設における Wi-Fi 環境の普及や利用手続きの簡便性の面での課題が指摘されています。

政府は、防災の観点から、2020年までに約3万箇所の Wi-Fi 環境の整備を目指しており、また空港や駅・鉄道、宿泊施設など人が多く出入りする場所には、民間での設置を働きかけています。

Wi-Fi 環境の整備促進は、インバウンドのさらなる増加だけでなく、防災拠点となる公共施設等の災害時における通信手段の確保にも大きく貢献することから、以下の項目について強く要望します。

記

1. 鉄道・バス等の公共交通機関やホテル・旅館等の宿泊施設などの民間施設に対する Wi-Fi 整備支援事業を一層拡充すること。
2. 日本遺産・国立公園等の観光拠点や観光案内所における Wi-Fi 環境の整備を一層促進し、観光地の機能向上や利便性向上を図ること。
3. 防災の観点から、避難所・避難場所の学校、市民センター、公民館等の防災拠点や、博物館・自然公園等の被災場所として想定される公的拠点への Wi-Fi 環境の整備を行う地方公共団体に対して、財政的支援措置を導入すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成29年3月24日

野洲市議会議長 坂口 哲哉

内閣総理大臣 安倍 晋三 様
総務大臣 高市 早苗 様
国土交通大臣 石井 啓一 様